

## 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案からの主な変更点について

番号	項目	頁	素案	頁	改定案
第1章 計画の概要					
3 国や都による廃棄物政策の動向					
①	(欄外注釈) ※東京二十三区清掃一部事務組合 ⇒清掃一組の議決機関について追記	3	23区は、東京都から清掃事業の移管があった平成12年以降、ごみの収集・運搬は廃棄物処理法に基づき各区が実施することとしました。ただし、ごみの中間処理(焼却や破砕など)は処理施設がない区がある、また、効率的な処理を行う、といった理由から、23区が共同で行うこととなっています。 「清掃一組」はこの共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意により設置された特別地方自治体です。	4	23区は、東京都から清掃事業の移管があった平成12年以降、ごみの収集・運搬は廃棄物処理法に基づき各区が実施することとしました。 <u>しかし、ごみの中間処理(焼却や破砕など)については、清掃工場などの処理施設がない区があることや、効率的な中間処理を行う必要があることから、23区が共同で行うこととしました。</u> <u>清掃一組は、この23区の総意により、地方自治法第284条に基づき設置された特別地方公共団体であり、議会や評議会があります。</u>
6 計画の進行管理					
②	図5 PDCAサイクルイメージ ⇒PDCAサイクルについて注釈を追記	5	注記なし	7	<u>※PDCAサイクルは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するものです。</u>

## 第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

### 3 主な課題

③	(5)家庭ごみ有料化の検討 ⇒家庭ごみ有料化の課題について追記	18	一方、家庭ごみの有料化の課題としては、ごみの中間処理が23区共同処理であること、隣接区との越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集による収集・運搬経費の増加などがあり、23区間の理解と協調に基づく取り組みが欠かせません。	22	一方、家庭ごみの有料化の課題としては、 <u>都市部特有の地域特性として、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集・運搬経費の増加などがあります。</u> また、 <u>ごみの中間処理が23区共同処理であることから、23区間の理解と協調に基づく取り組みが欠かせません。</u>
---	------------------------------------	----	---	----	--

## 第3章 ごみ処理基本計画の基本的な考え方と目標

### 2 施策展開の4つの柱

④	④ごみを安全かつ適正に処理します ⇒23区及び関係機関との連携について明確にするため追記	22	特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬を担い、清掃一組が中間処理(清掃工場の運営管理)を行い、最終処分を東京都に委託しています。 このような役割分担を踏まえた上で、資源とごみの処理について、常に安全・安心・安定的な体制を維持・推進できるように、関係所管と協力・連携した施策展開を図ります。	26	特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬を担い、清掃一組が中間処理(清掃工場の運営管理)を行い、最終処分を東京都に委託しています。 <u>このような役割分担を踏まえた上で、取り組むべき共通の課題などを23区および関係機関との検討の場などで、情報共有するとともに、課題解決に向けて連携を図っていきます。</u> <u>また、資源とごみの処理について、常に安全・安心・安定的な体制を維持・推進できるように、関係所管と協力・連携した施策展開を図ります。</u>
---	---	----	--	----	---

番号	項目	頁	素案	頁	改定案
<b>3 計画目標</b>					
⑤	区民「1人1日」と「1人1人」の表現統一	24	区民1人1人が約100gのごみ減量を実現することで区全体では年間約1万トンのごみを減らすことができます。	29	区民1人1日約100gのごみ減量を達成することで区全体では年間約10,000tのごみを減らすことができます。
<b>第4章 重点施策</b>					
<b>重点施策3 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進</b>					
⑥	<重点施策としてのねらい> ⇒拡大生産者責任の原則について明確にするために追記	30	区はリサイクル推進都市宣言区として、ごみ減量に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、資源やごみの分別やごみ減量の取り組みはいまだ十分と言えない状況にあります。	38	区はリサイクル推進都市宣言区として、ごみ減量に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。また、国に対しても、 <u>拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の明確化や、費用負担の制度化を含む、容器リサイクル法の見直しを要望してきました。</u> しかしながら、資源やごみの分別やごみ減量の取り組みはいまだ十分と言えない状況にあります。
<b>重点施策5 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討</b>					
⑦	<重点施策としてのねらい> ⇒調査・分析の結果を踏まえ、文言を追記	33	これらについて、目黒区には同様の苦情や相談が数多く寄せられています。集積所は地域を見守るコミュニティ機能も果たす重要な場であり、地域における自助・共助により解決されている課題も数多くあります。 ごみを出す際のルールをより周知するなどの対策を講じながらも、集積所の現状を踏まえ、そのあり方を検討するとともに、収集・運搬経費に大きな影響がある個別収集のさらなる進行を想定した対応を検討するなど、将来に備えることを狙いとします。	42	これらについて、 <u>区には同様の苦情や相談が数多く寄せられています。集積所は、地域を見守るコミュニティ機能も果たす重要な場であり、地域における自助・共助により解決されている課題も数多くあります。</u> <u>課題の解決に向けては、区内に居住する世帯総数の約半数が単身世帯である特性も踏まえ、ごみを出す際のルールをより周知するなどの対策を講じていきます。</u> また、集積所の現状を踏まえ、そのあり方を検討するとともに、収集・運搬経費に大きな影響がある個別収集のさらなる進行を想定した対応を検討するなど、将来に備えることを狙いとします。

番号	項目	頁	素案	頁	改定案
<b>重点施策6 事業所に対する適正排出への指導の推進</b>					
⑧	<p>&lt;重点施策としてのねらい&gt; ⇒調査・分析の結果を踏まえ、文言を追記</p>	34	<p>このことから、事業系ごみの適正な処理方法について事業者への周知を徹底するとともに、適正な処理に向けたインセンティブの導入などを含め、施策を効果的に実施することにより、事業系ごみの適正な排出を促すことを狙いとします。</p>	44	<p>このことから<u>事業所の規模や産業別の特性を踏まえ、事業系ごみの適正な処理方法について事業者への周知を徹底するとともに、適正な処理に向けたインセンティブの導入などを含め、施策を効果的に実施することにより、事業系ごみの適正な排出を促すことを狙いとします。</u></p>
<b>第5章 個別施策</b>					
<b>2 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量と資源化（再生利用）の推進</b>					
⑨	<p>「3Rと2R」についてコラムを設け、分かりやすくし、併せて目黒区での取り組みについて記述を追記</p>	-	<p>「3Rと2R」のコラムなし</p>	47	<p>「3Rと2R」(コラムの追加)計画改定案  <u>3Rとは、「リデュース(発生抑制)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再生利用)」の3つのRのことであり、2Rはこのうち「リデュース」「リユース」の2つのRのことです。</u>  <u>目黒区では、早くから「リサイクル」に取り組み、平成5年には「リサイクル推進都市宣言」を行い、その後も容器包装プラスチックの回収や使用済小型家電の事業化を進めてきました。これにより、リサイクル率について 23 区でも高い水準を維持しています。また、リデュースやリユースについても、<u>区民 1 人ひとり</u>が取り組みやすい具体的な行動例として、<u>目黒区廃棄物減量等推進審議会から生まれた「めぐろ買い物ルール」</u>を提唱し、この取り組みを多くの方が意識して行動することを目指しています。近年では、国の第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い2R等の取り組みの方向性が示され、東京でも、<u>廃棄物処理基本計画に基づき、2Rを重点的に取り組んでいるところ</u>です。  <u>目黒区廃棄物減量等推進審議会答申でも、今後「リサイクル」より優先順位の高い2Rを積極的に進める施策の普及啓発が求められています。</u></u></p>